

令和2年度第7回長洲町農業委員会定例総会会議録

1. 招集年月日 令和2年10月12日（月）

2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）

3. 開 会 令和2年10月12日 午前10時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 1番 濱北 圭右

会長職務代理者 2番 増岡 美知子

委員 3番 土山 秋吉

4番 中嶋 英徳

5番 松野 智子

6番 濱崎 伸二

7番 嶋田 正忠

8番 大淵 一弘

10番 石井 博俊

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域 中村 建治 楠田 源志 池上 春男

六栄区域 池上 章 城戸 政治

長洲・清里区域 坂井 隆浩 磯川 伸哉

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

9番 島川 俊昭

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

六栄区域 徳永 章

8. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋

農業委員会事務局 書記 前田 敦

農業委員会事務局 書記 木原 弘智

農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

農林水産課 課長補佐 大賀 留美

農林水産課 課長補佐 鈴木 康博

10. 提 出 議 案

報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について

報告第10号 農地の形状変更届について

議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第28号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第29号 荒廃農地の非農地判断について

その他

吉田事務局長

起立。礼。着席。

ただいまから令和2年度第7回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。

濱北会長

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いします。

改めましておはようございます。

ほんのこの前、9月末までは暑かな暑かなと言いつた気候も、もうこの頃になりますと秋のような気配でございます。朝晩は何か肌寒くなったような気もいたします。もう米の色も変わって、彼岸花なんかもう必ずこの時期になると花が咲きますね。稲刈りも始まっております。米麦の方は、麦作りが終わるまでは本当に忙しいかなあというふうに思います。あちこちで農機の事故もあっておるようでございますが、農機の事故、それから病気に用心して頑張っていたきたいというふうに思います。

それから、今日は10月の月で、農業委員会はこのメンバーの最後の月になります。退任される方、残任される方、大変暑い時期の農地調査やら、それから定例会の現地調査やら、それから研修やらで大変お疲れさまでございました。改めてお礼を申し上げます。

そして、また新しくなった、来月からは新しいメンバーに変わりますが、今までどおりまた頑張っていこうと思っておりますので、退任される方のまた今後とも後押しやら、いろいろいい話やら、助言やら、賜りたいというふうに思います。本当にありがとうございました。お世話になりました。

吉田事務局長

今日は第7回の定例会でございます。よろしく願いいたします。

それでは、本日の欠席委員の御報告をします。9番島川委員より欠席の届出の連絡がっております。

本日の出席委員は10名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。なお、推進委員の徳永委員も今日所用で欠席ということでございます。

濱北会長

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」、報告第10号「農地の形状変更届について」、議案第26号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第28号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第29号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、7番嶋田委員、2番増岡委員をお願いいたします。

吉田事務局長	<p>早速議事に入ります。</p> <p>1 ページです。報告第 9 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第 9 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届出がありましたので、次のとおり報告いたします。</p> <p>届出人、届出地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりです。</p>
濱北会長	<p>簡単ですが、以上で報告第 9 号の説明を終わります。</p> <p>ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますでしょうか。</p>
濱北会長	<p>—ありません— の声有—</p> <p>ありがとうございました。なければ、報告第 9 号を終わります。次に進みます。2 ページです。</p>
吉田事務局長	<p>報告第 10 号「農地の形状変更届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>報告第 10 号、農地の形状変更届がありましたので、次のとおり報告をいたします。</p>
濱北会長	<p>受付番号は 6 番になります。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由等についても議案書に記載のとおりでございます。</p>
濱北会長	<p>以上で、報告第 10 号の説明を終わります。</p> <p>ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますでしょうか。</p>
濱北会長	<p>—ありません— の声有—</p> <p>ありがとうございます。ないようですので、報告第 10 号は終わります。次に進みます。4 ページです。</p>
吉田事務局長	<p>議案第 26 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第 26 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。</p>
	<p>議案書の 6、7 ページ、受付番号は 4 番になります。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は長洲駅南側になります。</p> <p>許可基準等について御説明いたします。説明資料の 1、2 ページを併せて御覧ください。</p>
	<p>申請理由につきましては、個人住宅建築となっております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域に定められた地域であるため第 3 種農地と判断しており、原則許可となります。</p>

資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、金融機関からの住宅ローン仮審査終了通知による融資額が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるもので、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回っているため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、必要部分を最小限のL字擁壁で囲み、土砂の流出、堆積、崩壊への対応を行うということです。万が一周辺に影響を及ぼした場合は、責任を持って対応するというごさいます。

隣接する水路は通路として使用するため、既存のU字溝をグレーチング式に施工して使用するというさです。施工及び使用に伴います許可については、町建設課と協議をし、許可済みとなっております。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は雨水用ますを設置し水路へ放流ということです。

以上、受付番号4番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の3番土山委員にお願いいたします。

土山委員

3番の土山です。

資料の6ページ、7ページで説明します。

ここは駅の南で、長洲駅まで1、2分、小学校まで7、8分、中学校まで17、8分で十分行ける距離で立地条件が物すごくいいところさ。ちなみに、ここは道路よりちょっと低いからさね、60cmほど上げてからさね、入り口はグレーチングですするというさで、何ら問題はありません。

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の坂井推進委員に御意見を伺います。

坂井推進委員

推進委員の坂井です。先ほど説明があつたとおり、住宅地としてもいい場所だと思ひますので、このままでいいかと思ひます。審議のほどよろしくお願ひいたします。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局と農業委員、それから担当推進委員の説明がありました。この件について何か御意見等はございませうか。

—ありません の声有—

濱北会長

それでは、採決をします。議案第26号、受付番号4番について、原案のとおり許可相当とすることとして賛成の農業委員は挙手をお願ひします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第26号、受付番号4番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。8ページです。

議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

吉田事務局長

それでは、議案第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

まず、議案書の10、11ページ、受付番号10番からになります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、ロッキーディスカウントストア長洲店の南側になります。

本申請は既に事業が完了しているため、追認案件になります。なお、許可を受けないまま事業を行ったことに対する始末書が添付されております。

使用開始時期につきましては、平成20年4月からということでございます。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の3、4ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、駐車場兼資材置場建設のため、売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書による残高が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完了しております。

計画面積の妥当性につきましては、駐車場12台分と資材置場としての必要な面積のため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、申請地は隣接地及び道路と同じ高さのため、整地造成はないということです。万が一周辺に影響を及ぼした場合は、責任を持って対応するという事です。

その他、給水生活雑排水及び汚水はなく、雨水は自然排水ということです。

以上、受付番号10番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員の6番濱崎委員にお願いいたします。

濱崎委員	<p>6番濱崎です。周辺に田畑などはございません。現在もう埋め立てて、駐車場としてもかなり長い期間利用されております。</p> <p>審議をよろしくお願いします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の磯川推進委員に意見を伺います。</p>
磯川推進委員	<p>推進委員の磯川です。ここは40年以上前ですかね、宅地造成されて、5、6軒周囲にありますですね、建っていました。ここも当時買われたところは建てる予定だったんでしょうけど、そのままの状態になっていて、現状として雑種地になってますので、支障はないと思います。</p> <p>審議のほど、よろしくお願いします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。今、事務局、農業委員、担当推進委員の説明がありました。この件について何か御意見等はございますでしょうか。</p> <p>どうぞ。</p>
増岡委員	<p>手順なんですけども、既に事業を完了しているっていうふうになっていますよね。一応、こういうところで何もなく地主さんに借りてたかも分かりませんが、大体、手順を踏んでからするべきじゃないんでしょうかね。いつも後回しになっていくと、別に駐車場にするのは問題はないかもしれませんが、そこらあたりの申請の出す時期ですよ。もうちょっと早く出せば問題はないかなと思いますけど、これだったら、黙認じゃないけども認めざるを得ないし、農業委員のちょっと意味がないような気がしますけど。もう少し早めに分かってたらね、事業完了になる前に諮るべきであって。</p>
中嶋委員	<p>宅地造成したとき埋めてやったっじゃなかつな。もう40年、何十年か前、埋めてやって、もう家建つるばかりしとって、結局そのままだらだらいって、さしより空いとるけん駐車場に貸しなせって言って貸しとったばってん、もういよいよ買うてくれんねち言わしたけん買うたっちゅう感じで、やっと今出てきたちゅう感じだろう。</p>
濱北会長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>—ありません— の声有—</p>
濱北会長	<p>それでは、なければ採決します。議案第27号、受付番号10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>—賛成者挙手—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第27号、受付番号10番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に進みます。</p> <p>受付番号11番です。事務局に説明を求めます。</p>
吉田事務局長	<p>それでは、議案書の12、13ページ、受付番号11番になります。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。</p>

申請地は、長洲ひまわり幼稚園西側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の5ページ、6ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築及び通路建設に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上埋設道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に二つ以上の教育施設、医療施設、その他公共施設、または公共的施設があるため第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン仮審査終了通知による融資額が事業費と同額のため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年12月1日より着工予定、令和3年3月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるものであり、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、申請地を整地後に30cmほど盛土し造成を行い、南側と東側には土砂流出防止のためコンクリートブロックを設置するという事です。万が一周辺に影響を及ぼした場合は、責任を持って対応するという事でございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は建物四方に雨水ますを設置し、西側道路側溝へ放流ということでございます。

以上、受付番号11番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。補足説明を2番の増岡委員にお願いいたします。

増岡委員

2番増岡が説明します。12ページ、13ページを御覧ください。

申請地、もうほとんど次から次へと住宅が建っているところです。もう周りも住宅建っていて何ら障害もないみたいなところで、何ら問題ないと思います。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。

城戸推進委員

推進委員の城戸です。周りがもう宅地ばかりでですね、農地がないので、別に問題はないと思います。

審議のほう、よろしく申し上げます。

濱北会長

ありがとうございました。事務局と農業委員、それから担当推進委員の説明がありました。この件について何か質問等はございますでしょうか

濱北会長

か。御意見ないですか。

—ありません の声有—

それでは、議案第27号、受付番号11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第27号、受付番号11番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

受付番号12番です。事務局に説明をお願いします。

吉田事務局長

それでは、議案書14、15ページ、受付番号12番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、長洲町役場北側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の7ページ、8ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、宅地分譲地2区画建設に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書による残高が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年12月1日より着工予定、令和3年8月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、隣接地と合わせて宅地分譲地2区画分を建設するもので、各区画が非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。なお、隣接地の所有者は譲渡人であり、本申請許可後に売買予定ということになっております。また、現在は建物が立っておりますが、こちらのほうは取り壊すということでございます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、申請地は隣接地と地盤高が同一で平坦なため、造成工事を行わないということですので。万が一周辺に影響を及ぼした場合は、責任を持って対応するということでございます。

その他、給水、生活雑排水及び汚水は、土地購入者が引込工事を行う予定で、雨水は自然浸透ということですので。

以上、受付番号12番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。補足説



濱崎委員	明を農業委員、6番の濱崎委員にお願いいたします。 6番濱崎です。周辺には田畑がない状態になっています。 御審議をお願いします。
濱北会長	ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の磯川推進委員に伺います。
磯川推進委員	推進委員の磯川です。この進入口が一応西側になるんですが、この進入道路、この2軒は売買された後は共有地になるということですね。 相続されて、譲渡人の方が持つとられたちゅうことですね。こちらを売買されるということで、現況を見たところ、支障はないと思います。 審議のほど、よろしくお願いいたします。
濱北会長	ありがとうございました。事務局と農業委員、それから担当推進委員により説明がありました。この件について何か質問等はございますか。 どうぞ。
中嶋委員	ちょっと分からんけんあればってん。ここの田を宅地に変えて前の家、その譲渡人の父の家ばうっこわしてから。
木原書記	そうです、そうです。
中嶋委員	二つに分けて、また分けて、2軒建つっというこつ。
木原書記	2軒分の宅地分譲地にするだけです。
中嶋委員	そんなら分筆分筆にまたなるわけたいね。
木原書記	はい。
中嶋委員	分かりました。
濱北会長	ほかにはないですか。 —ありません— の声有—
濱北会長	なければ、採決します。議案第27号、受付番号12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。 —賛成者挙手—
濱北会長	ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第27号、受付番号12番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に進みます。 受付番号13番です。事務局より説明をお願いします。
吉田事務局長	それでは、議案書16、17ページ、受付番号13番です。 申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。 申請地は、長洲小学校東側になります。 本申請は既に事業が完了しているため、追認案件になります。なお、許可を受けないまま事業を行ったことに対する始末書は添付をされております。 使用開始時期につきましては、昭和61年からということでございます。 許可基準等について御説明をいたします。説明資料の9、10ページを併せて御覧ください。

	<p>申請理由につきましては、駐車場6台分及び通路建設に伴う売買による所有権移転となっております。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため第3種農地と判断しており、原則許可となります。</p> <p>資力につきましては、金融機関からの残高証明書による残高が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年11月1日より着工予定、令和3年6月30日完成予定であり、適当と判断をしております。</p> <p>計画面積の妥当性につきましては、駐車場6台分及び自宅までの通路として必要な面積のため、適当として判断をしております。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。</p> <p>周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、申請地はそのまま駐車場及び通路として使用できるため、造成工事は行わないということです。万が一周辺に影響を及ぼした場合は、責任を持って対応するという事です。</p> <p>その他、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は自然浸透ということです。</p> <p>以上、受付番号13番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の6番、濱崎委員にお願いいたします。</p>
濱崎委員	<p>6番濱崎です。周辺でも田畑はなく住宅地となっており、現在は近くの駐車場として利用している状態です。</p>
濱北会長	<p>審議をよろしくお願いします。</p>
磯川推進委員	<p>ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の磯川推進委員に意見を伺います。</p> <p>磯川です。この駐車場は以前からですね、今はやっておりませんが、お参りするところがあったんですね、北側に。そこに来られる方が駐車場としてもう前から使われていましたね。一応、地目は畑ですが、もう現況は雑種地となっております。そのまま駐車場で使われるので支障はないと思います。</p>
濱北会長	<p>審議のほど、よろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございます。今、事務局と農業委員、それから担当推進委員の説明がありました。この件について何か質問等はございますか。</p>
濱北会長	<p>—ありません— の声有—</p> <p>なければ、採決します。議案第27号、受付番号13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>—賛成者挙手—</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第27号、受付番号</p>

吉田事務局長

13番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。  
次に進みます。

受付番号14番です。事務局より説明をお願いします。

それでは、議案書18、19ページ、受付番号14番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、長洲ひまわり幼稚園西側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の11、12ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、①の通路部分につきましては、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上の埋設道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に二つ以上の教育施設、医療施設、その他公共施設または公共的施設があるため第3種農地と判断しており、原則許可となります。②の住宅建築部分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、こちらのほうは第1種農地と判断しており、原則不許可になりますが、例外的に許可できる場合が定められております。今回、集落接続というところで、不許可の例外に該当すると思われま

す。資力につきましては、金融機関からのローン仮審査通知による融資額が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年12月1日より着工予定、令和3年3月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるものであり、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、申請地の周囲をブロック等を積むなどして隣接地に迷惑をかけないようにすることです。万が一周辺に影響を及ぼした場合は、責任を持って対応するというご

とさせていただきます。その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は道路側溝へ放流ということ

です。以上、受付番号14番の説明を終わります。

ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を2番の増岡委員にお願いいたします。

2番増岡です。このところは、11番に申請があったところの奥のほうになります。18、19ページのところですが、奥のほうのところと同じ

濱北会長

増岡委員

ように建てられると、もう本当もう段々と住宅地になっているので、問題は無いと思います。よろしく御審議ください。

濱北会長 ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に御意見を伺います。

城戸推進委員 推進委員の城戸です。説明がありましたとおり、別に問題はないと思います。

濱北会長 審議のほう、よろしくをお願いします。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局、農業委員、担当推進委員より説明がありましたけど、何か御質問等はございますか。

増岡委員 ちょっと分からんからお聞きします。2番増岡なんですけど、道路の通路のところの持分10分の1と10分の9の割合なんですよ。奥のほうは10分の9でしょう。

木原書記 はい。

増岡委員 持分の配分ってどんなんなっているのか、ちょっと分からないのでお聞きしております。ちょっと半々じゃなくて10分の1と10分の9。

木原書記 それは自由です。お互いの自由です。

増岡委員 ほんなら、話し合いでそう決めているということですか。

木原書記 はい。

濱北会長 ほかにないですか。

濱北会長 ーありません の声有ー

濱北会長 なければ、採決をします。議案第27号、受付番号14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

濱北会長 ー賛成者挙手ー

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第27号、受付番号14番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

濱北会長 次に進みます。

吉田事務局長 受付番号15番です。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長 それでは、議案書20、21ページ、受付番号15番になります。

吉田事務局長 申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。

吉田事務局長 申請地は、腹栄中学校南側になります。

吉田事務局長 許可基準等について御説明をいたします。説明資料の13、14ページを併せて御覧ください。

吉田事務局長 申請理由につきましては、共同住宅建築に伴う使用貸借権設定となっております。

吉田事務局長 申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合及び集落に接続しているため原則として許可することが

でき、農地法第4条第6項第1号に掲げる場合の同項ただし書及び同法施行令第4条第1項第2号イ及び同法施行規則第33条第4号の規定に基づき、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に設置されるもので、いわゆる集落接続と該当するというように考えております。

資力につきましては、金融機関からの融資予約通知書による融資額が事業費と同額のため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年11月10日より着工予定、令和3年5月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、共同住宅10戸分と駐車場16台分のため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、申請地周囲をブロック等のコンクリート構造物で囲い、土砂の流出がないようにするというようにご説明いたします。万が一周辺に影響を及ぼした場合は、責任を持って対応するというようにご説明いたします。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は浸透ますに集水し、オーバーフロー分のみ道路側溝へ放流ということです。

以上、受付番号15番の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員4番の中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員 4番の中嶋です。今までは田ということで、もう水がほとんどないものですから、ずっと麦を作っておられました、違う人がですね。周り、西側がもう全部住宅地ということで。東側がちょっと、どのぐらいかな、60cmか70cmぐらい高くてですね、もう町道でですね、後ろが水路があるんですけれども、そちらのほうも囲われるということでご説明いたします。道はある程度手前も広がっておりますので、何ら問題はないかなと思っております、上下水道も通っているようでご説明いたしますので、別に問題はないかなと思っておりますので、御審議方、よろしくお願いいたします。

濱北会長 ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

中村推進委員 中村です。今、詳しく説明がありましたので、何の説明もないので審議のほう、よろしく申し上げます。

濱北会長 ありがとうございます。事務局、農業委員、担当推進委員の話がありましたけど、この件について、何か御意見等はございますでしょうか。なければ、採決をしていいですか。

濱北会長 ありません の声有一

濱北会長 ありがとうございます。議案第27号、受付番号15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

濱北会長 一賛成者挙手一  
 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第27号、受付番号15番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。  
 次に進みます。22ページです。  
 議案第28号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長 それでは、議案第28号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。  
 今回の申請につきましては、23ページが総括表となり、2020年の期間ごとの総括になります。  
 続いて、24ページが今回の借手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積となります。  
 詳細につきましては、25ページ、賃借権が4件、10筆、1万546㎡。26ページ、期間借地1件、1筆、517㎡。27ページ、使用貸借権、2件、5筆、3,212㎡となっております。  
 以上、議案第28号の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

濱北会長 一ありません の声有一  
 ありがとうございます。議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

濱北会長 一賛成者挙手一  
 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第28号は原案のとおり決定をいたします。  
 次に進みます。これが今日の最後です。  
 28ページ、議案第29号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

吉田事務局長 それでは、議案第29号、荒廃農地の非農地判断について決定を求めるものです。  
 対象地、所有者、登記地目、現況地目、地積は、議案書に記載のとおりです。  
 対象地は、3件、5筆、1,921㎡です。  
 荒廃農地の非農地判断については、農地利用状況調査の結果でB分類として判断された農地に対し、非農地通知書を発行するため判断をいただくものです。  
 なお、備考欄にこれまでの結果を載せております。  
 今回の対象地につきましては、事前に所有者に対して非農地判断についての意向確認を行い、同意をいただいている土地になります。非農地判断を行った際には、対象地を農地法第2条第1項の農地として該当し

ないこととなります。

なお、参考資料15ページ以降に航空写真を載せておりますので、御確認ください。

以上、議案第29号の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

木原書記 場所ですけど、1番は上にあるのは、これは古城です。だけん、古城から赤崎のほうに抜けていくところの、赤崎の圃場整備のちょっと一段上のところですね。1番の写真の右上に見えているのがこれ、今シルバ一人材センターです。これ、古城公園ですね。そこから赤崎のあっちの線路に抜けていくところの途中ですね。

2番は高田です。だけんが、真ん中に見えているのが高田から赤崎の圃場整備ですね。右下にちょっと見えているのが先ほど言った古城公園とかになるので、もうほぼ長洲の端になります。

17ページ、向野と立野の間でのところぐらいになります。

3番の18ページは、これ、赤崎の大野下駅に向かう線路沿いのところですね。左側のところが折地のあの陸橋のところになります。大体場所はそういうところですね、今回のところは。

中嶋委員 よかですか。山林でオーケーは出すとは簡単ばってん、この3番目の人、これは下のほうは家たいな。この赤で囲っとられとるの下、この図面、地図の下。隣が家んあってたい、ここに木の覆いかぶさってきたり竹の覆いかぶさってきたりすっじゃん。こがんときは、山林っちゃけん関係なかろうだいて逆に言われるったい。

木原書記 住宅に係る分についてはですね、今度、住民環境課とかが結局、住環境の面でそういう山林の方とかの対応をお願いしますと思います。

中嶋委員 言うたっちゃよかろうばってん、人ん家ん田んぼば借りとつとやけん、あんまり関係なかばってん。ひどかとは家でつたい、庭木は境界くいの上に立ててあるわけたいね、木ば、果樹ば。そうすると、がんなくてくったい。トラクターで行かれんわけたい。ほっだけんが、あんた家が管理するなら俺はこしこ2m引いてすくばいったって、ばってんそこが草だらけになるけん、俺が今度、除草剤かけなんわけたいね。すくって、すかるっとならすかるっとばってん、結局すかれんけんって除草剤かけやんつたいな。ばってん、そこはもうどがんかせなんと思っばってん、あの竹ばかりはどがんもでけんたい、竹、木。こっちで切り行かないかなんとかいて。もう切ったら切ったで今度は片づけな、そこじゃ周りは家じゃけん燃やされんて。俺は言うたっちゃ言うたっちゃ。だけん山林にすつと、今度は田とかなんなら農業委員のあるで言われるばってん、山林なら今度言われんじゃん。

木原書記 まあ、そうですね。それは言われなくはなります。

中嶋委員 そら住民環境課に言えばいいの。

木原書記

住宅の面だとですね。だから農地の面だとちょっとそこはまた考えます。農地に、営農に支障が出るってなるときは、またこっちか農林水産課で考えます。

中嶋委員

今年は台風来とるけんたい、木の枯れたとがばんばんうったおれとつとたい。だけんもう近頃はね、そこは今まできれいにすきよったたい。もうそこは竹ん倒れとつこはすかんもん。もう、しらんばいって行きよるたい、もう。ばってん、つるのあるけん今度はでけんたい。つるの覆いかぶさつとるけん。

濱北会長

また御相談にせなるときは御相談に来ます。

ほかにないですか。

濱北会長

—ありません の声有—

それでは、ないようですので、採決をします。議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり決定をいたします。

以上で、本日の提出議案は全て終了をいたしました。

委員、それから推進委員の皆様からのその他の御意見等はないですか、何か。何でも結構です。

濱北会長

—ありません の声有—

なければ、事務局のほうから何か連絡事項ないですか。

(その他事務局説明)

- 1 農業委員及び農地用最適化推進委員の任期満了について
- 2 活動日誌について
- 3 新旧農業委員会委員意見交換会について
- 4 全国農業新聞の購読について

濱北会長

それでは、これをもちまして、令和2年度第7回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

吉田事務局長

起立。礼。

閉会（終了 午前11時8分）



以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印